

# ○京都府社寺等文化資料保全補助金交付要綱

(昭和37年11月27日 京都府告示第949号)

## (目的)

第1 知事は、社寺その他の団体および個人(以下「社寺等」という。)が所有または管理する文化資料のうち、緊急に保全を必要とするものについて、その保全事業を実施しようとする者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)およびこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、補助金を交付する。

## (定義)

第2 この要綱にいう文化資料とは、京都府内の社寺等が所有し、又は管理する文化的遺産及び記念物のうち、学術上、芸術上又は生活史上価値の高いもので、府民の文化的生活の向上に資すると認められるものをいう。

## (補助対象)

第3 この補助金は、次の各号に該当するもののうち、知事が相当と認めるものに対し、交付する。

- 1 保全事業実施者が、その保全に要する経費について経済上負担することが困難であるもの。
- 2 この補助金の交付を受けることによつて、文化資料の保全が適切に行なわれる見込みのあるもの。

## (事業の区分)

第4 第1に規定する事業及びその補助率並びに補助限度額は次のとおりとする。ただし、知事が特に必要と認めた事業については、この補助率及び補助限度額を超えて交付することができる。

	事業種別	補助率	限度額
1	文化資料保存施設及び設備の整備	ア 収蔵庫の設置	2分の1以内 150万円
		イ 防災・防犯設備の整備又は保存施設の修理	2分の1以内 100万円
2	文化資料の補修	ア 美術工芸品の補修	2分の1以内 80万円
		イ 建造物の修理	2分の1以内 200万円
3	民俗文化資料の保全	ア 有形の民俗文化資料の保全	2分の1以内 100万円
		イ 無形の民俗文化資料の保全	2分の1以内 30万円
		ウ 無形の民俗文化資料の映像等記録整備	2分の1以内 100万円
4	遺跡・名勝・天然記念物の保全	2分の1以内 20万円	
5	その他	2分の1以内 20万円	

## (申請書の提出)

第5 この要綱に基づき補助金の交付を申請しようとする者は、京都府社寺等文化資料保全補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて、2部を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 収支計算書(別記第2号様式)
- (3) 仕様書
- (4) 価値及び破損状況の判断できる写真

## (事業報告および収支精算書の提出)

第6 補助金の交付を受けた者は、事業終了後1箇月以内に事業報告書(別記第3号様式)及び収支精算書(別記第4号様式)2部を知事に提出するものとする。

## (補助金の返還)

第7 知事は、補助金の交付を受けた者が、その保全事業によつて設置し、整備し、又は補修した文化資料若しくは施設設備等を知事の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

## (その他)

第8 事業の完了時期は、当該会計年度内とする。ただし、年度内に完了しない場合、またはその実施が困難な場合は、すみやかに、知事に報告し、指示を受けなければならない。

## (書類の提出先)

第9 この要綱に基づく書類は、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域内の社寺等にあつては知事に、その他の社寺等にあつては当該社寺等の所在地を所管する京都府広域振興局長に提出しなければならない。